

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
 - (1) 舟越保武作「R嬢」 1点
 - (2) 舟越保武作「聖クララ」 1点
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 18 年 2 月 28 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 舟越苗子 東京都世田谷区桜 1 丁目 56 番 15 号
- 5 随意契約に係る契約金額 35,000,000 円
 - (1) 舟越保武作「R嬢」 8,000,000 円
 - (2) 舟越保武作「聖クララ」 27,000,000 円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当